資料１－５

４消安第 6827 号
令和５年３月７日

食品安全委員会
　委員長　山本　茂貴　殿

農林水産大臣　野村　哲郎
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第１項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第１条第１項及び食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第３号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ

JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼに係る
食品健康影響評価について

１．趣旨

「JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ」については、令和 4 年 7 月 5 日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

２．評価依頼品の概要

本申請品目は、*Aspergillus oryzae* IFO4177 株を宿主として、フィターゼの生産効率を高めるため、*Citrobacter braakii* ATCC51113 株由来のフィターゼ遺伝子に改変を加えたフィターゼ遺伝子が導入された生産菌 JPAo012 株によって生産される。

３．酵素の機能

フィターゼは、飼料中に含まれるフィチンリンの加水分解を触媒する。

４．利用目的及び利用方法

本申請品目は、既存のフィターゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、フィターゼは飼料中のフィチンリンの利用効率を高めるため、豚や家禽（鶏及びウズラ）等の飼料に添加して利用される

５．海外の状況

2021 年に EFSA（欧州食品安全機関）へ申請を行い、現在審査中である。

６．今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。